

Ⅱ 地域生活支援事業給付費基準について

目次

コミュニケーション支援事業	3
移動支援事業	4
地域活動支援センター機能強化事業	7
福祉ホーム事業	9
訪問入浴サービス事業	10
身体障害者自立支援事業	11
日中短期入所事業	13
タイムケア事業	15
<参考>指定基準一覧	16

コミュニケーション支援事業

【内容】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき円滑なコミュニケーションが図れるよう、公的機関等へ外出する場合に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。

【対象者】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

- ・手話通訳者の派遣…手話によって意思疎通が図れる者
- ・要約筆記者の派遣…手話・口話を理解できない者

【給付単価】

サービス種類	3時間未満	3時間以上
手話通訳者の派遣	300単位	600単位
要約筆記者の派遣	300単位	600単位

移動支援事業

【内容】

移動支援を実施することにより。社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行う。(原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外

(例) 公的機関等における諸手続

短期入所への送迎 (保護者が一時的に介護できない場合に限る)

突発的な通院

余暇活動 (公序良俗に反しないもの)

地域参加

冠婚葬祭 等

【対象者】

- ・身体障害者： 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者又は全身性障害者を対象
- ・知的障害者： 対象者の制限なし
- ・障害児： 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、全身性障害児又は知的障害児であって、保護者が付き添うことができない場合。
- ・精神障害者： 対象者の制限なし

【利用について】

- ・ 現に要した時間で算定されるのではなく、当該移動支援事業計画に基づいて行われるべき移動支援事業に要する時間に基づき算定される。
- ・ なお、当初の計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに移動支援事業計画の見直し、変更を行うことが必要である。
- ・ 移動支援事業計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に移動支援事業計画を見直す必要がある。
- ・ 所要時間30分未満で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。
- ・ 病院への通院が、1か月に少なくとも1回以上の頻度で、通年かつ長期にわたって想定される場合は、居宅介護(通院等介助)の利用となる。
※長期に渡るとは、3か月を超えることを意味する。
- ・ 施設、学校等を起点とした移動支援は認められない。
- ・ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援であって、目的のない外出、リハビリのための散歩等は認められない。

【給付単価】

サービス種類	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1.5時間未満	1.5時間以上2時間未満	以後30分ごと
移動支援事業	115単位	190単位	265単位	340単位	75単位

【加算】

区 分	基準額または率等	地域区分
早朝・夜間加算（6:00～8:00・18:00～22:00）	所定単位数×25/100 を加算	○
深夜加算（22:00～翌6:00）	所定単位数×50/100 を加算	○
二人派遣	それぞれに所定額を算定	○

○ 二人派遣

利用者（児童の場合は障害児）の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して移動支援を行ったときは、それぞれの従業者が行う移動支援事業につき所定額を算定する。

同時に2人の従業者が移動支援事業を行える場合の要件

- ① 身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他身体障害者、知的障害者、障害児又は精神障害者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

○ 早朝・夜間加算

夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援事業等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する額を所定単位数に加算する。

○ 深夜加算

深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援事業等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 早朝、夜間、深夜の移動支援事業の取扱いについては、原則として、実際にサービスを提供した時間帯の算定基準により算定する。

ただし、開始時における移動支援事業に係る給付費基準の最小単位（※1）については、原則としてサービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。なお、この場合において加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間がごく僅かな場合（※2）については、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。

Point

- ※1 開始時における移動支援事業に係る給付費の基準の最小単位とは、30分未満
- ※2 加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間がごくわずかな場合とは、15分未満

<参考>移動支援事業の従業者の資格要件

(1) サービス提供責任者の資格要件

- ア 介護福祉士
- イ 介護職員基礎研修修了者
- ウ 居宅介護従業者養成研修1級課程
- エ 居宅介護従業者養成研修2級過程修了者で実務経験が3年以上ある者（実務経験証明書添付要）

(2) 従業者の資格要件

区分	従業者の資格要件	視覚障害者(児)	全身性障害者(児)	知的障害者(児)	精神障害者(児)
本則 (養成研修等)	①介護福祉士	×	×	○	○
	②居宅介護従業者養成研修を修了した証明書の所持者	×	×	○	○
	③介護保険(老人福祉)制度の訪問介護員養成に関する研修を修了した証明書の所持者(看護師・准看護師を含む。)	×	×	○	○
	④視覚障害者移動支援従業者養成研修を修了した証明書の所持者(兵庫県では14年度までは⑤と統合して実施)	○	×	×	×
	⑤全身性障害者移動支援従業者養成研修を修了した証明書の所持者(兵庫県では14年度までは④と統合して実施)	×	○	×	×
	⑥知的障害者移動支援従業者養成研修(15年度から実施)	×	×	○	×
	⑦重度訪問介護従業者養成研修を修了した証明書の所持者	×	○	×	×
	⑧行動援護従業者養成研修を修了した証明書の所持者	×	×	○	○
経過措置等	⑨平成18年9月30日において、現に知事(政令市長・中核市長を含む。以下同じ。)が②に相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者。	×	×	○	○
	⑩平成18年9月30日において、現に知事が④に相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	○	×	×	×
	⑪平成18年9月30日において、現に知事が⑤に相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	×	○	×	×
	⑫平成18年9月30日において、現に知事が⑥に相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	×	×	○	×
	⑬平成18年9月30日において、現に知事が⑦に相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	×	○	×	×
	⑭平成18年9月30日において、現に身体介護及び家事援助の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者	×	×	×	×
	⑮平成18年9月30日において、現に視覚障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者	○	×	×	×
⑯平成18年9月30日において、現に全身性障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者	×	○	×	×	
⑰平成18年9月30日において、現に知的障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者	×	×	○	×	

地域活動支援センター機能強化事業

【内容】

障害者等が通所して、創作的活動や生産活動を行える活動拠点を提供し、地域との交流などを図る基礎的事業を実施したうえで、Ⅰ～Ⅲの形態に応じたサービスを提供する。

Ⅰ型：基礎的事業に加え、精神保健福祉士等を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、障害に関する普及啓発等の事業、及び相談支援事業を併せて実施するもの。

Ⅱ型：基礎的事業に加え、地域において、雇用、就労が困難な障害者に対して、機能訓練、入浴等のサービスを実施するもの。

Ⅲ型：地域の障害者に、通所による創作活動や生産活動の場を提供するもの。

【利用について】

- 地域活動支援センター事業については、現に要した時間でなく、サービス計画に位置付けられた内容の基礎的事業等を行うのに要する標準的な時間で、利用者の障害の程度区分に従い所定額を算定、提供の単位は、1日である。

Point

例外として、4時間以上6時間未満のサービス提供予定の場合に利用者の体調不良等により4時間未満で提供が終了した場合（①）のように、標準的な時間を下回る提供単位の利用の場合は、下の提供単位で所定額を算定する。①の場合、4時間未満で所定額を算定する。

- 提供の単位は1日であり、同日に他の地域活動支援センターもしくは障害福祉サービス事業における日中活動の利用は認められない。
- 支給決定時において、基本事業の区分、障害程度の区分について決定する。入浴の回数、給食の回数及び送迎加算の回数については決定しない。

Point

支給決定内容例：

（地域）活動支援：〇〇日／月（Ⅰ 区分1）

※ ⅠはⅠ型、ⅡはⅡ型を表す。

【給付単価】

	事業区分	障害程度区分	所定単位数（所要時間区分）		
			4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上
地域活動支援センター	I 型	区分 1	226 単位	378 単位	491 単位
		区分 2	195 単位	325 単位	423 単位
		区分 3	164 単位	274 単位	356 単位
	II 型	区分 1	226 単位	378 単位	491 単位
		区分 2	195 単位	325 単位	423 単位
		区分 3	164 単位	274 単位	356 単位
	III 型	区分 1	161 単位	268 単位	348 単位
		区分 2	139 単位	232 単位	303 単位
		区分 3	118 単位	199 単位	257 単位

【加算】

事業区分	加算				
	食事（※1）	入浴	送迎（片道）	相談（※2）	利用者負担上限額管理加算
I 型	42 単位			30,000 単位 月 1 回算定	
II 型	42 単位	40 単位	54 単位		
III 型	42 単位		54 単位		

※1）食事提供体制加算については、利用者負担における世帯が一般世帯の場合には算定しない。

食事提供体制加算は、食事の回数にかかわらず、1 日単位で所定の単位数を加算する。

※2）地域活動支援センター I 型については、相談支援加算として月に 30,000 単位（300,000 円）加算する。（所在地が姫路市内の事業所に限る）

○ 食事提供体制加算

利用者負担における世帯認定が低所得世帯（低所得 1、低所得 2、生活保護世帯）である利用者に対して、地域活動支援センター事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等、地域活動支援センター事業所等の責任において、食事の提供を行う体制を整えている地域活動支援センター事業所等において、事業計画上食事の提供を行うこととなっている利用者について、1 日につき 42 単位を所定単位数に加算する。

○ 入浴加算

利用者に対して入浴介助を行った場合は、1 日につき 40 単位を所定単位数に加算する。

○ 送迎加算

利用者に対して、その居宅と地域活動支援センター事業所等との間の送迎を行った場合は、片道につき 54 単位を所定単位数に加算する。

福祉ホーム事業

【内容】

住居を必要としている人に、定額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

【対象者】

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者。

※常時の介護、医療を必要とする状態にある者は、対象者とならない。

【利用について】

- ・ 福祉ホーム利用者については、居宅介護等を併給することはできない。

【給付単価】

主たる対象者	定員規模等	所定単価
身体障害者	5人以上9人以下	1,763円
	10人以上19人以下	1,050円
	20人以上29人以下	694円
知的障害者	5人以上9人以下	1,439円
	10人以上19人以下	719円
	20人以上29人以下	
精神障害者	5人以上9人以下	1,497円
	10人以上19人以下	748円
	20人以上29人以下	

※地域区分の影響は受けない。

訪問入浴サービス事業

【内容】

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うことにより、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

【対象者】

訪問入浴サービス事業を利用しないと入浴が困難な在宅の身体障害者であり、常時臥床の状態
で、医師が入浴可能と認めた者。

成人と同様の体格で居宅介護等の他のサービスを利用しての入浴が困難な身体障害児も含む。

※ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条及び第 32 条の規定による、要介護又は要支
援の認定を受けている者（要介護等認定者）は利用対象外となる。

【利用について】

- サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事
者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行
う等の必要な措置を講じること。

【給付単価】

区分	所定単価	
	入浴	清拭・一部入浴
訪問入浴サービス	12,725 円	8,908 円

※地域区分の影響は受けない。

身体障害者自立支援事業

【内容】

身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援する。

【対象者】

身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等に居住しており、入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者。

【利用について】

- ・ サービスを希望する個々の対象者のサービス内容について、あらかじめケアグループによる派遣プログラムを作成する。

☞ Point…

『ケアグループによる介助サービス』

ケアグループによる介助サービスは、障害者の障害の状況により次のサービスを必要に応じ提供する。

- ・ 身辺介助：食事、入浴、排泄、更衣・整容等の介助
- ・ 家事援助：掃除、洗濯、調理、買い物等の援助
- ・ 夜間における臨時的対応
- ・ 生活相談等

- ・ 実施する建物については、身体障害者に十分配慮された設備構造であること。また、重度の身体障害者が各々独立した生活を営み、1か所当たり5世帯以上での実施とする。
- ・ 介助サービスの実施は、利用者のニーズを十分把握する。
- ・ 身体障害者の介助について専門的な知識を必要とすることから、身体障害者療護施設等介助の専門的機能を持つ施設（バックアップ施設）から、助言、指導、緊急時の援助等を受けられる体制を有する。

☞ Point…

『夜間時の臨時的対応について』

夜間のケアは、緊急時等に対応できる連絡体制を整える必要がある。

※ 緊急通報システム等（民間警備会社への委託も可）により行うことも考慮する。

『バックアップ施設について』

- ・ バックアップ施設は、ケアグループの派遣プログラムの作成について、助言・指導を行うとともに、夜間の臨時的対応について協力する。
- ・ バックアップ施設は、ケアグループの相談・指導に当たる職員をあらかじめ特定していることが望ましい。

【給付単価】

区分	所定単価（月額）
障害程度区分2	54,250円
障害程度区分3・4	81,375円
障害程度区分5・6	108,500円

※地域区分の影響は受けない。

日中短期入所事業

【内容】

居宅において介護を行う者の疾病等の理由により、短期間、施設において入浴、排泄及び食事の介護等のサービスを提供する。ただし、宿泊を伴わない一事預かりに限る。

【対象者】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害者等

【利用について】

- ・ 回数については、所定単位数の利用時間に関係なく1回として算定する。
- ・ 日中一時支援事業を行った場合は、現に要した時間でなく、日中一時支援事業に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じて回数算定する。

Point

利用者の体調不良等のやむを得ない事由により、8時間以上の利用予定が、4時間で利用を中止した場合は、4時間未満での算定となる。

主たる対象者が知的障害者及び児童である場合、8時間以上利用予定が、利用者の体調不良等のやむを得ない事由により、4時間で利用を中止した場合であっても、利用回数は1回とするが、請求については利用時間に応じた算定を行う。

- ・ 障害者（障害児）の障害の程度区分に従い、所定額を算定する。
- ・ 支給決定時において、障害程度の区分、遷延性意識障害者（児）・重症心身障害者（児）加算について決定する。

Point

日中短期入所事業においては、送迎を行った場合は個人負担となる。

- ・ 支給決定は「回／月」となる。

【給付単価】

程度区分等	基礎単位数	所定単位数		
	1回	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
区分 1	709 単位	左記所定単位 × 25/100	左記所定単位 × 50/100	左記所定単位 × 75/100
区分 2	636 単位			
区分 3	376 単位			
遷延性意識障害者・児 (※1)	1,352 単位			
重症心身障害者・児 (※2)	1,943 単位			

※1) 遷延性意識障害者(児)が医療機関を利用した場合

- ・ 医師により、遷延性意識障害の症状を呈すると認められた者(児童)又はこれに準ずると認められた者(児童)が、医療機関である指定短期入所を利用した場合
- ・ 医師により、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者(児童)が、医療機関である指定短期入所を利用した場合

※2) 重症心身障害者(児)が医療機関を利用した場合

- ・ 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(児童)が、医療機関である指定短期入所を利用した場合

【加算】

区 分	単位数
食事提供体制加算	42 単位

○ 食事提供体制加算

利用者負担における世帯認定が低所得世帯(低所得1、低所得2、生活保護世帯)である利用者に対して、日中短期入所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等、日中短期入所事業等において、事業計画上食事の提供を行うこととなっている利用者について、食事回数にかかわらず1回の利用につき42単位を所定の単位数に加算する。

タイムケア事業

【内容】

養護学校等下校後、休校日に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と家族の一時的休息を目的として、障害福祉サービス事業所・障害者支援施設・学校の空き教室等で障害児を預かるサービスを提供する。

【対象者】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍し、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる在宅の障害児等。

【給付単価】

区分	所定単位数		
	4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上
タイムケア	300 単位	400 単位	450 単位

※地域区分の影響は受けないものとする。

＜参考＞指定基準一覧

次の一覧は、姫路市における地域生活支援事業者指定の最低基準について示したものです。
新たに事業を実施する予定の事業者は、事前に障害福祉課へご相談ください。

事業名	利用人員	都道府県知事の事業者指定	法人格	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準
コミュニケーション支援				姫路市の定める配置基準を満たすこと。	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、コミュニケーション支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
移動支援（個別支援型）				指定居宅介護事業者又は基準該当居宅介護事業者の基準を満たすこと。 姫路市の定める資格を有する従業者を配置すること。 ※ 20ページ資格要件参照のこと。	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、移動支援事業の提供に必要な設備（相談スペース、手指洗浄設備）及び備品等を備えなければならない。	
地域活動支援センター（Ⅰ型）	1日当たりの実利用人員が概ね20人以上	障害者自立支援法第40条により指定相談支援事業者の指定を受けていること。	必要	①施設長：1人（②と兼務可） ②指導員：2名以上 ※2名以上の職員を配置し、うち1名は専任者であること。	①創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。 このほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 ②便所	
地域活動支援センター（Ⅱ型）	1日当たりの実利用人員が概ね15人以上		必要	基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上が常勤であること。		
地域活動支援センター（Ⅲ型）	1日当たりの実利用人員が概ね10人以上		必要	基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とすること。	※「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。	※地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。
福祉ホーム	5名以上			管理人を置くこと。 ※管理人は、施設の管理、利用者の日常生活に関する相談・助言、福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。	①居室 ②浴室 ③便所、管理人室、共用室 ※①については、個室にするとともに、一人当たりの床面積9.9平方メートル以上とすること（経過措置有り）。 ※このほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。	※「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）を満たすものであること。
訪問入浴サービス		介護保険法施行規則第115条により訪問入浴介護事業		①看護師又は准看護師 1以上 ②介護職員 2以上 ※1名以上は常勤であること。		

事業名	利用人員	都道府県知事の事業者指定	法人格	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準
訪問入浴サービス		者又は基準該当訪問入浴介護事業者の指定等を受けていること。				※提供1回につき、看護師又は准看護師1名及び介護職員2名をもって行くとし、これらのうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。
身体障害者自立支援				指定居宅介護事業者又は基準該当居宅介護事業者の基準を満たすこと。	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、身体障害者自立支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
日中一時支援 (日中短期入所)	10人を限度			当該日中受け入れの対象者を当該実施施設の入所者とみなした場合における当該施設が置くべき従業者の配置基準を満たすこと。	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、日中一時支援(日中短期入所)の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
日中一時支援 (タイムケア)				①利用児童に対して適切な援助を行う能力を有する職員 ②障害児の数が5までは1以上、5を超えるときは、1に、障害児の数が5を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上	利用児童の障害の特性に応じて適切な援助が図られる実施施設を確保し、必要な設備を設けること。保健衛生及び安全性の確保に十分留意すること。	原則週5日以上実施すること(12月29日から翌年1月3日までの間を除く)。 事業の実施時間について ①姫路市立学校管理規則(昭和46年姫路市教育委員会規則第4号)第3条に規定する休業日(学校創立記念日を除く)午前9時から午後6時までの間で3時間以上 ②①以外の日の原則として午後2時から午後6時までの間の3時間程度